

短期入所生活介護サービス契約書

(介護予防短期入所生活介護サービス契約書)

甲（利用者）

乙（事業者） ショートステイ太郎と花子

第1条（短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスの目的）

乙は、介護保険関係法令の定めるところにより、甲に対し、この契約の定めるところに従って、指定を受けた当該事業所において、甲がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう一定の期間、短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）を提供します。

第2条（事業者）

乙は、介護保険法令に基づき、愛知県知事の許可を受けた短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）事業所です。

乙の概要及び職員体制は、別紙「重要事項説明書」に記載したとおりです。

第3条（契約期間）

1. この契約の契約期間は西暦 年 月 日からとします。

ただし、利用者から事業者に対し、文書により契約終了の申し出がない場合、または、利用者の介護給付費支給期間が更新された場合、契約は自動更新されるものとします。

第4条（短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービス内容及びその提供）

1. 乙は甲に対して、甲が一時的に居宅において日常生活を営むのが困難な場合に乙の運営する第2条の事業所において、短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービス（以下、本サービス）を提供します。尚、サービスの内容については、別紙「重要事項説明書」記載のとおりです。

2. 乙は、甲の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合は、その意見に配慮して各種サービスの提供を行うように努めます。

3. 甲は、介護保険給付サービスとして、次の各号のサービスを受けることができます。甲に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）計画（以下、本計画）に基づいて、甲の病状及び心身の状況に照らして行なう適切な医療及び医学的管理下における看護・介護並びに日常生活上の世話、機能訓練管理、栄養管理とします。

甲は当施設の体制や利用者の心身の状況に応じて介護保険から給付がある以下の加算料金をいただく場合があります。

※ 各種加算の算定

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ・ 機能訓練指導員配置加算 | ・ 個別機能訓練加算 |
| ・ 若年性認知症利用者受入加算 | ・ 利用者送迎加算 |
| ・ 緊急短期入所受入加算 | ・ 介護職員等処遇改善加算など |

4. 甲は、介護保険給付外サービスとして、次の各号のサービスを受けることができます。

- ① 滞在室の提供
- ② 食事の提供

- ③ レンタルサービス
- ④ 娯楽のサービス
- ⑤ 理容・美容サービス
- ⑥ 洗濯サービス
- ⑦ 事業の実施地域以外からの送迎サービス

5. 乙は、懇切丁寧を旨として、サービスを提供するよう努め、本条のサービスの提供にあたって甲および甲の家族から説明を求められたときは、提供方法等についてわかりやすく説明します。
6. 乙は、甲または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむをえない場合をのぞき、甲の身体を拘束しあるいはその他甲の行動を制限することはありません。
7. 乙は、本条の各種サービスの提供に当たり、甲の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するように、本サービスの目標を設定し、本計画が作成されたときはこれに基づき、そうでない場合は居宅サービス計画に沿ってサービスを行います。
8. 乙は、提供する本サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るよう努力するとともに、介護技術の進歩に対応して適切な介護技術をもって本サービスの提供を行います。
9. 乙は、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議を通じて、甲の心身状態、置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況を把握するように努めます。

第5条（本計画の作成・変更）

1. 乙は、甲が相当期間以上継続して入所する場合には、甲の心身状況や希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の本事業従業者と協議の上で速やかに、本計画を作成します。
2. 本計画には、本サービスの目標や目標達成のための具体的なサービス内容を記載します。
3. 本計画は、居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合、その内容にそって作成します。
4. 乙は、本計画完成後も、当該計画の実施状況を把握し、甲の希望にも配慮し、必要に応じて当該本計画の変更を行います。また、居宅サービス計画（ケアプラン）に変更があった場合も同様です。
5. 甲は乙に対し、いつでも本計画の内容を変更するよう申し出ることができます。この場合、乙は、明らかに変更の必要が無い時または変更が第1条の趣旨に反する場合を除き、甲の希望に沿うように計画を変更します。
6. 乙は、本計画を作成または変更した時は甲または甲の家族に対しその内容を説明し、甲の同意を得ます。

第6条（他のサービス提供者との連携）

乙は、甲に対して本サービスを提供するにあたり、居宅介護支援事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービス提供する者との密接な連携に努めます。

第7条（居宅サービス計画変更の援助）

乙は、居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合で、甲が居宅サービス計画（ケアプラン）の変更を希望するときは、速やかに居宅介護支援事業者に連絡するなど必要な援助を行います。

第8条（甲の本サービス利用）

1. 乙が提供する本サービスのうち、甲が利用するサービスの具体的な内容は、本サービス利用申込みの都度、甲と乙の文書による合意により決めるものとします。

2. 甲が乙の提供する本サービスを受けようとする場合には、甲は利用を希望する期間の初日の1ヶ月前から、乙に対して利用する期間を明示して申し込むものとします。これに対して乙は、居室が確保できないなど施設運営に著しい支障をきたさない限り、甲の利用を断ることは致しません。
3. 乙は、前項後段において甲の利用を断る場合には、甲の利用する居宅介護支援事業者への連絡、その他適当な本事業者の紹介等必要な設置を講じます。

第9条（本サービスの記録）

1. 乙は、甲に対して本サービスを提供するごとに、当該サービス提供日および介護保険から支払われる報酬等の必要事項を請求書に記載します。
2. 乙は、甲に対する介護サービスの提供に関する記録書類を完了の日から5年間保存します。
3. 甲は乙に対し、いつでも前項の記録書類の閲覧を求めることができます。但し、甲の家族（代理人を含む）に対しては、甲の承諾その他必要と認められる場合に限りこれに応じます。

第10条（身体拘束等）

乙は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、事業所管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、乙の職員が甲の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録に記載することとします。

第11条（居室の利用）

1. 乙が甲に提供する居室の定員は20名です。ただし、本サービス利用申込の都度、甲と乙との合意により変更できるものとします。
2. 入所後、甲から居室変更の申出があった場合で、乙がその申出を相当と認めたとき、または乙が事業所運営上、特に必要と認めたときには、居室の変更を行います。

第12条（料金の変更）

1. 乙は、甲に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより利用料及び食事等の単価の変更（増額又は減額）を申し入れることができます。
2. 甲が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく契約書を作成し、お互いに取り交わします。
3. 甲は、料金の変更を承諾しない場合、乙に対し文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

第13条（費用の負担と領収証）

1. 甲は、乙に対し、事業所サービス計画に基づき乙が提供する各種介護保険給付サービス及び各種介護保険給付外サービスにつき、別紙「重要事項説明書」のと通りの利用料等を支払います。
2. 乙は、毎月月末に締め、翌月15日頃に、当月分の利用料等の請求書を甲に発送します。請求書には、甲が利用した各種サービスにつき、その利用回数、介護保険給付適用の有無等を明示します。
3. 甲は、当月の料金の合計額を翌月26日に口座振替で支払います。
4. 甲の故意、過失又は甲の趣向により、居室又は備品につき、通常の保守・管理の程度を超える補修が必要となった場合には、その費用を甲が別途これを負担します。但し、やむを得ない事情があると認められる場合は、甲の負担を免除することがあります。

5. 乙は、甲から利用料等の支払いを受けたときは、甲に対し、遅滞なく領収証を発行します。
領収証には、乙が提供したサービスごとに、介護保険給付の対象となるものと対象外の区別、領収金額の内訳を明記します。

第 14 条（利用料の滞納）

甲が乙に支払うべき利用料等を正当な理由なく 1 ヶ月以上滞納した場合において、乙が甲に対して 7 日以内に滞納額を支払うように催告したにもかかわらず、全額の支払いが無いとき、乙は支払いが完了するまで甲の利用をお断りすることがあります。

第 15 条（財産の保全・管理）

乙は、甲から金銭その他の財産について預かりや管理するよう依頼があっても原則としてお断りいたします。但し、甲において特別な事情により管理が困難とみられる場合に限り、相談に応じます。

第 16 条（医療体制）

1. 乙は、甲に対し、一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して的確な診断を基とし、療養上妥当適切な診察を行います。
2. 入所中の甲に対し、乙が必要と判断した場合は CT・MRI・レントゲン・採血等の検査を行うことがあります。
3. 乙は、甲に病状の急変等入院の必要な事態が生じた場合には、責任をもって協力医療機関等に引き継ぎます。なお、当事業所の協力医療機関は別紙「重要事項説明書」に記載した通りです。
4. 前項の場合、甲が特に希望する医療機関を有する場合には、状況の許す限り、その希望する医療機関を優先します。
5. 治療の必要性、方法等の判断については、緊急の場合を除く外、甲の意思を確認し、出来る限り甲の意思に沿うようにします。

第 17 条（契約の終了）

次の各項のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

1. 要介護認定の更新において、甲が自立と認定されてとき
2. 甲が死亡したとき
3. 甲が第 19 条に基づき契約の解除を通告し、予告期間が満了したとき
4. 乙が第 20 条に基づき契約の解除を通告し、予告期間が満了したとき
5. 甲について、病院又は診療所に入院する必要性が生じ、その病院又は診療所において甲を受け入れる態勢が整ったとき
6. 甲について、他の介護事業所への入所が決まり、その事業所において甲を受け入れる態勢が整ったとき
7. 甲において短期入所生活介護サービス提供の必要性がなくなったとき

第 18 条（契約終了後の退所及び費用負担）

1. 前条により契約が終了した場合は、乙は甲の退所につき相当の猶予期間を設ける等、退所の時期・方法については、甲の健康保持、生活環境の整備に十分な配慮をします。
2. 前条による契約終了後、退所までに甲の生活に要した費用については、甲又は身元引受人の負担とします。

第 19 条（甲の契約解除）

甲は、乙に対し、退所の意思表示をすることにより、甲の居宅介護サービス計画にかかわらず、入所利用を解除・終了することができます。なおこの場合、甲は速やかに乙及び甲の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。

第 20 条（乙の契約解除）

乙は、甲が次の各項に該当する場合には、甲に対して文書または電話で通知することにより、ただちにこの契約を解除することができます。

1. 甲が要介護認定において自立と認定された場合
2. 甲の居宅介護サービス計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
3. 甲の病状、心身状態等が著しく悪化し、当事業所での適切な短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の提供を超えると判断された場合
4. 甲のサービス利用料金の支払が 1 ヶ月以上延滞し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず 7 日以内に支払われない場合
5. 甲または身元引受人が乙やサービス事業者または他の事業者に対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合
6. 天災、災害、事業所・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用を中止せざるをえない場合

第 21 条（中途解約と清算条項）

乙が、短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）に関して、甲から事前に受領している利用料等があり、契約の中途解約等により清算の必要が生じた場合は、乙は、サービスの未給付分等必要な金額を速やかに甲に返還します。

第 22 条（身元引受人）

1. 乙は、甲に対し、身元引受人を求めることがあります。但し、社会通念上、甲に身元引受人をたてることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。
2. 身元引受人は、この契約に基づく甲の乙に対する一切の債務につき、甲と連帯して履行の責任を負います。
3. 身元引受人は、前項の責任のほか、各号の責任を負います。
 - ① 甲が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように乙に協力すること。
 - ② 契約解除又は契約終了の場合、乙と連携して甲の状態に見合った適切な受け入れ先の確保に努めること。
 - ③ 甲が死亡した場合の遺体及び遺留金品の処理その他の必要な措置。

第 23 条（苦情処理）

1. 甲または身元引受人は、提供された介護サービスに苦情がある場合、いつでも別紙「重要事項説明書」記載のご利用者相談室等に苦情を申し立てることができます。
2. 甲は、介護保険法令に従い、市町村および国民健康保険団体連合会等の苦情申立て機関に苦情を申し立てることができます。
3. 乙は、甲または身元引受人が 1 項または 2 項の苦情申立を行った場合に、これを理由として甲に対し、何らの差別待遇もいたしません。
4. 甲または身元引受人から苦情申立があった場合は、乙は迅速かつ適切に対処し、サービスの向上および改善に努めます。

第 24 条（秘密の保持及び個人情報の保護）

1. 乙は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た甲、甲の家族又は身元引受人の個人情報の利用目的を別紙 1 のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく、第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。
 - ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等との連携
 - ③ 甲が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 甲に症状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
2. 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。
3. 乙は、乙の職員が退職後、就業中に業務上知り得た甲、甲の家族又は身元引受人の秘密を、正当な理由なく第三者に漏らすことのないように配慮します。
4. 乙が、居宅介護支援事業者など関連する事業所及び必要な機関に対し、甲に関する情報を提供する場合には、あらかじめ甲の同意を得ます。

第 25 条（事故発生時の対応）

1. サービス提供等により事故が発生した場合、乙は、甲に対し必要な措置を講じます。
2. 専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
3. 前 2 項のほか、乙は身元引受人等が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

第 26 条（賠償責任）

1. 乙は、本契約に基づくサービス実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により甲に生じた損害について、賠償する責任を負います。但し、甲に故意または過失が認められる場合には、甲の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り損害賠償責任を減じることができるものとします。
2. 乙は、地震等の天災による不可抗力その他自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、乙は損害賠償責任を免れます。
 - ① 甲また身元引受人が契約締結時に甲の心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
 - ② 甲または身元引受人がサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げずまたは不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
 - ③ 甲の急激な体調の変化等、乙の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
 - ④ 甲または身元引受人が、乙もしくは職員の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

第 27 条（緊急時の対応）

1. 乙は、甲に対し、事業所医師の医学的判断により受診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2. 乙は、甲に対し、乙における短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
3. 前2項のほか、入所利用中に甲の心身の状態が急変した場合、乙は、甲及び甲の家族が指定する者に対し、緊急に連絡します。

乙は、下記の協力医療機関と連絡をとり、救急治療あるいは救急入院等必要な措置が受けられるようにします。

病院名 医療法人 医 仁 会 さ く ら 総 合 病 院
住 所 〒480-0127 愛知県丹羽郡大口町新宮一丁目129番地
電話番号 (0587) 95-6711 (代表)

第28条（立会人）

本契約を締結するにあたり、入所申込者の判断能力に障害が見られる場合においては、家族、成年後見人等との契約とする若しくは第三者である立会人の署名捺印を求めます。

第29条（合意管轄）

この契約に関してやむなく訴訟とする必要が生じたときは、地方裁判所をもって第一審管轄裁判所とすることを、甲及び乙は予め合意します。

第30条（契約に定めのない事項）

この契約に定めのない事項につき疑義のあるときは、介護保険法令その他諸法令を尊重し、甲及び身元引受人と乙とは協議の上、誠意をもって解決するものとします。

<別紙1>

個人情報の利用目的

(2019年9月1日現在)

短期入所生活介護事業所 ショートステイ太郎と花子では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する事業所理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔事業所内部での利用目的〕

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当事業所の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当事業所の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当事業所の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当事業所において行われる学生の実習への協力
 - －当事業所において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当事業所の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

以上の契約の証しとして本契約書を2通作成し、甲及び乙は署名のうえ、各自その1通を保有します

契約締結日 西暦 年 月 日

(利用者；甲) 私は、以上の契約につき説明を受け、内容を理解しました。私は、この契約に定めるところに従い、貴事業所に入所し、各種の介護サービスを利用することを申し込みます。

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 () _____

代筆者署名 _____

続 柄 _____

(身元引受人) 私は、以上の契約内容につき貴事業所から説明を受け、身元引受人の責任につき理解しました。

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 () _____

(事業者；乙) 当事業所は、短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）事業者として、甲の申し込みを受託し、この契約に定める各種サービスを誠実に責任もって行います。

所 在 地 愛知県丹羽郡大口町新宮一丁目10番地

名 称 医療法人 医仁会 短期入所生活介護事業所 ショートステイ 太郎と花子

代 表 者 理事長 小林 豊



電話番号 (0587) 95-0134